

令和5年1月13日

## 質 問 事 項 ・ 回 答

案件名称：令和5年度大阪広域環境施設組合舞洲工場で発電した余剰電力の売却（単価契約）

大 阪 広 域 環 境 施 設 組 合

番号	質問事項	回答
1	<p>契約書（案）第12条 4 遅滞損害金についてです。年率14.6%となっています。2020年4月の民法の改正に伴い、遅延損害金の上限が年3%に引き下げられたと認識しています。変更していただくことは、可能でしょうか？</p>	<p>余剰電力売却契約書（案）（以下「契約書」という。）第12条第4項のとおり、延滞損害金の算定に使用する利率は、大阪広域環境施設組合財産条例で規定される利率を使用するため、変更することはできません。</p>
2	<p>契約保証金の免除</p> <p>(1) 今回の入札は“電力の売却”に該当するため、共通事項8.(2)①に該当すれば、契約保証金が免除になるという認識で合っておりますでしょうか？</p> <p>(2) 共通事項8.(2)①に記載されている、「債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は金融機関の保証」とは、具体的にどのようなものでしょうか？</p> <p>(3) 共通事項8.(2)②に該当する場合も契約保証金の免除になる場合、具体的にどのような書類を提出すればよろしいですか？</p>	<p>(1) お見込みのとおりです。</p> <p>(2) 契約保証金の納付に代えて、債務の不履行により生ずる損害金の支払いを銀行又は金融機関が保証し発行する保証書です。</p> <p>(3) 共通事項8.(2)②は電力の売却（本案件）については該当しません。</p>
3	<p>契約保証金のお支払期日 契約保証金のお支払い期日はいつでしょうか？</p>	<p>お支払期日は設けておりません。落札候補者に速やかに納付をお願いしています。</p>
4	<p>契約書第11条 協議のベースとなる使用量の扱いについては、一般送配電事業者から連携された使用量でよいでしょうか。</p>	<p>契約書第11条第3項に規定する「その期間内の余剰電力量」は、一般送配電事業者の取引用電力量計の故障状況に応じて、その算出方法を含め協議させていただきます。</p>
5	<p>契約書第12条 バイオマス比率計算書は毎月、買受者にも連携いただけるのでしょうか。</p>	<p>当該条文にバイオマス比率の記載はありませんが、バイオマス比率計算書を買受者に提供する予定はありません。</p>

6	<p>契約書第 12 条 翌月 20 日までに買受者へ請求いただく規定となっておりますが、解釈として翌月 20 日までに買受者の手元に届く理解でよろしいでしょうか。もしくは翌月 20 日までに発送手配をされるという理解でしょうか。</p>	<p>契約書第 12 条第 3 項ただし書きに規定しているとおり、その月の電力量料金に係る請求書がその月の翌月 21 日以後に買受者の手元に届く場合があります。</p>
7	<p>契約書第 14 条 毎月の受給電力量（時間帯別）の通知は必要でしょうか。 必要な場合、電子媒体による（メールにて電子ファイルを送付）通知で問題ないでしょうか。</p>	<p>契約書第 14 条に規定する「余剰電力の売却又は購入並びに余剰電力の供給に関する電力量等」には、余剰電力量（受給電力量）の 30 分値データ（時間帯別）を含みます。なお、提出方法は、「メールにて電子ファイルを送付」で問題ありません。</p>
8	<p>契約書第 24 条 契約保証金の支払期日については、落札～契約締結までの間に支払い（保険適用時は証券の写しを送付）が必要と認識しておりますが、落札～契約締結までの所要期間はどの程度ございますでしょうか。</p>	<p>契約保証金は速やかに納付（履行保証保険証券提出の場合、履行保証保険契約締結後直ちに提出）を落札候補者をお願いしています。</p>
9	<p>仕様書第 3 条 ・非 FIT 非化石証書の証書化手続きについて必要な手続きとなる、1.事業者登録、2.非化石電源登録、3.電力量認定申請は、大阪広域環境施設組合さまにて実施いただける認識でよいでしょうか。 ・舞洲工場（期中で FIT 満了となる平野工場）については、卒 FIT 電源と非 FIT 電源のため、バイオマス比率を提出した場合、非化石証書は「再エネ指定あり」と「再エネ指定なし」、それぞれで証書化が可能と認識しておりますが、バイオマス比率計算書は提出されず、全量「再エネ指定なし」とする方向ででしょうか。 ・なお、買受者からの依頼があれば、バイオマス比率計算書を提出いただき、「再エネ指定あり」と「再エネ指定なし」の証書化手続きをお願いすることは可能でしょうか。 この場合、バイオマス比率計算書については、買受者へもご共有いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>非 FIT 非化石証書の取引に必要な手続きである、「1.事業者登録」、「2.非化石電源登録」、「3.電力量認定申請」は、いずれも本組合にて実施します。なお、上記 1. 及び 2. の手続きは実施（登録）済みです。 大阪広域環境施設組合舞洲工場で発電した余剰電力の売却に係る仕様書（以下「仕様書」という。）別紙 1 のとおり、本契約で取引する非 FIT 非化石証書の種類は、その全量「再エネ指定なし」としていることから、当該取引のために、バイオマス比率計算書を提出する予定はしていません。 仕様書別紙 1 のとおり、本契約で取引する非 FIT 非化石証書の種類は、その全量「再エネ指定なし」としているため、「再エネ指定あり」で取引することはできません。</p>

	<p>・非化石価値証書の移転手続きの実施時期については、協議のうえ決定となっておりますが、現時点のご予定をお教えいただけますでしょうか（毎月 or 四半期等）</p> <p>なお、予定に関わらず、買受者の依頼に基づく対応（毎月or 四半期）を許容いただけると理解しておいてよろしいでしょうか。</p>	<p>非F I T非化石証書の所有権移転に係る手続きの実施時期は、買受者の要望等を勘案し、決定（毎月又は四半期等）するため、現時点では未定です。</p>
10	<p>仕様書記載事項について</p> <p>12. 契約の自動更新に関して、契約期間及び売却期間は、自動的に1年間延長（自動延長）するものとし、以降も同様とする。との記載があるが、初年度に契約した内容での次年度以降の自動更新の理解で良いのか？</p>	<p>契約書第10条第3項に規定する場合を除き、ご認識のとおりです。</p>
11	<p>広告に記載してある8.入札保証金及び、契約保証金について</p> <p>(2)①に記載のある「国又は地方公共団体と種類及び、規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し」との記載があるが、この時の規模に関しては、1契約の規模となるのか？それとも合算（2契約以上）でもよいのか？</p>	<p>質疑内容が共通事項の8.(2)②に関するものと思われます。共通事項の8.(2)②は電力の売却（本案件）には該当しません。</p>
12	<p>広域機関への計画提出のための情報として、週間（翌週・翌々週分を毎週 金曜まで）・月間（翌々月分・3ヵ月後を毎月20日まで）単位にて発電計画を提出いただけるか。もしくは事前に一括して発電計画をいただけるか。</p>	<p>契約書第3条第2項のとおり、送電計画は年間及び週間計画をご提供します。</p>
13	<p>上記発電計画は弊社から様式指定可能か。</p>	<p>契約書第3条第2項のとおり、送電計画は本組合が指定する様式を基本とします。</p>